

別紙 1

東西NTTによる共同行為について

A	「日本電信電話株式会社等に関する法律」	<p>4 地域会社は、郵政大臣の認可を受けて、次の業務を営むことができる。</p> <p>一 前項に掲げるもののほか、地域会社の目的を達成するために必要な業務</p> <p>二 <u>それぞれ前項第一号により地域電気通信業務を営むものとされた都道府県の区域以外の都道府県の区域において行う地域電気通信業務</u></p>
B	「日本電信電話株式会社の会社の在り方について」答申(平成8年2月29日、電気通信審議会)	<p>3 再編成の具体像</p> <p>3-1 NTTの経営形態の在り方</p> <p>(3) 地域通信会社(略称「地域NTT」)</p> <p>[相互参入の促進]</p> <p><u>地域NTT各社は相互に参入を可能とする。</u></p> <p><u>地域NTT各社間のヤードスティック競争の効果を生み出すとともに、地域NTT、NCC等の地域通信分野への参入、地域NTTの相互参入により、直接競争が長期的に発展していくことが期待できる。</u></p>
C	「日本電信電話株式会社の再編成に関する実施計画案の概要」に対する意見及びそれに対する郵政省の考え方(平成11年4月23日、郵政省報道発表資料)	<p>なお、「規制緩和推進3か年計画」(11.3.30閣議決定)に基づき、NTTドコモとNTT東西地域会社との間の競争の状況を十分注視する。</p> <p>また、<u>東西地域会社間の競争の状況についても、郵政省として再編成後の状況を十分注視していく考えである。</u></p>
D	「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT時代の競争促進プログラム～」(平成12年12月21日、電気通信審議会)	<ul style="list-style-type: none"> • <u>「NTTグループの各社が徹底的な競争にさらされることが必要である。」</u>(25ページ) • <u>「このようにNTTグループ各社が独立した競争体として自立し、公正な競争条件を確保した上で相互に競争し、経営向上を図ることは、国内の電気通信市場における競争の活性化と我が国の国際競争力の強化に大きく寄与すると考えられる。」</u>(25ページ) • 「以上のとおり、NTTの在り方については、 • (a) グループ内各社の経営の自主独立性の確保 • (b) グループ内各社による相互競争の実現 • (c) NCC等の競争事業者との間の公正競争の推進によって、各事業会社がインターネット時代に対応したダイナミックな事業展開をすることにより、利用者ニーズに応えるサービスを提供するとともに通信市場全体の活性化を達成することを基本として検討すべきである。」(25ページ) <p>「このため、持株会社の在り方そのものの検討とは別に、当面の措置として、持株会社の運営方法として、できるだけグループ各社の自由な経営判断を尊重し、<u>グループ内の競争を促進させる方向でのグループ運営</u>が求められる。」(36ページ)</p>

東西NTTにおける差別的取り扱い(イメージ)



